

農地法第4条・5条届出(市街化区域)添付書類

届出書添付書類一覧

番号	添付書類		部数	取得場所	備考
1	届出書		右記に記載	農業委員会	・4条:2部 ・5条:3部 ・押印は認印 ・捺印をお願いします。 (印鑑はコピー不可)
2	全部事項証明書(土地)		1	法務局	・コピー不可 発行後3か月以内の 原本 ※土地に仮登記、その他の権利がついている場合は、権利者の同意書及び印鑑証明書を添付してください。
3	公図		1	法務局	・コピー不可 発行後3か月以内の 原本
4	申請地案内図		1	申請者作成	—
5	委任状		1	申請者作成	・申請人以外の方が提出する場合に必要です。
6	法人の場合	登記事項登記証明書(法人)	1	法務局	・コピー不可 発行後3か月以内の 原本
7		法人の定款・寄付行為の写し	1	申請者保持	・原本と相違ない旨、ご記載ください。

※ 市街化区域における、第4条・5条の届出は随時、受付けております。

※ 届出書をご提出しましたら、現地調査等を実施後、概ね1週間後に受理通知書を交付します。受理通知書をお渡しする準備が整いましたらその旨、ご連絡します。

※ 番号6と7につきましては、どちらか片方の提出で受付けております。

【注意事項】

(1) 次に該当する場合、開発指導要綱に基づき、まちづくり整備課にて事前協議が必要です。

1	500㎡以上の開発行為（建築物の建築・店舗等） ※自己用住宅を除く
2	共同住宅等の建築で、その規模が4戸以上の開発行為
3	1,000㎡以上の駐車場、資材置場等の造成
4	2,000㎡以上の墓地、グラウンドの造成

(2) 2,000㎡以上の場合は、国土法に基づく届出が必要です。

(3) 毛呂山町歴史民俗資料館（049-295-8282）へ、当該申請地に係る埋蔵文化財包蔵地の指定の有無を、予め、ご確認ください。

(4) 上記以外に必要な応じて書類・資料等の提出を求める場合があります。

毛呂山町農業委員会 TEL 049-295-2112（215）